

学校選択制について

これまで入学する学校は、お住まいの校区の学校（以下、「通学区域校」という）を指定校としていましたが、平成26年度の小中学校入学者から「学校選択制」を実施し、希望する学校を各自で選択できるようになりました。

選択できる機会は、小・中学校に入学する際のそれぞれ1回のみです。此花区内すべての小中学校（咲くやこの花中学校を除く）を選択できます。

ただし、通学の安全については保護者に責任を持っていただきます。通学経路等、安全について十分考慮して学校を選択してください。また、原則徒歩通学で、自転車通学は禁止されています。

学校選択制の対象者

令和9年4月に小・中学校に入学予定の此花区内在住の方（転入者を含む）

小学校を学校選択制により選択し、就学している6年生児童の中学校について

学校選択制により区域外の小学校に就学している児童も、再度中学校を選択する必要があります。選択しない場合、通学区域校に就学が決定します。通学区域校とは別の中学校に進学を希望される場合は、必ず希望調査票の第1希望に選択したい学校名をお書きください。また、下記の優先事由に該当する方は、希望調査票の優先事由に○をつけてください。

優先事由

※小中一貫校では優先の取扱はありません。

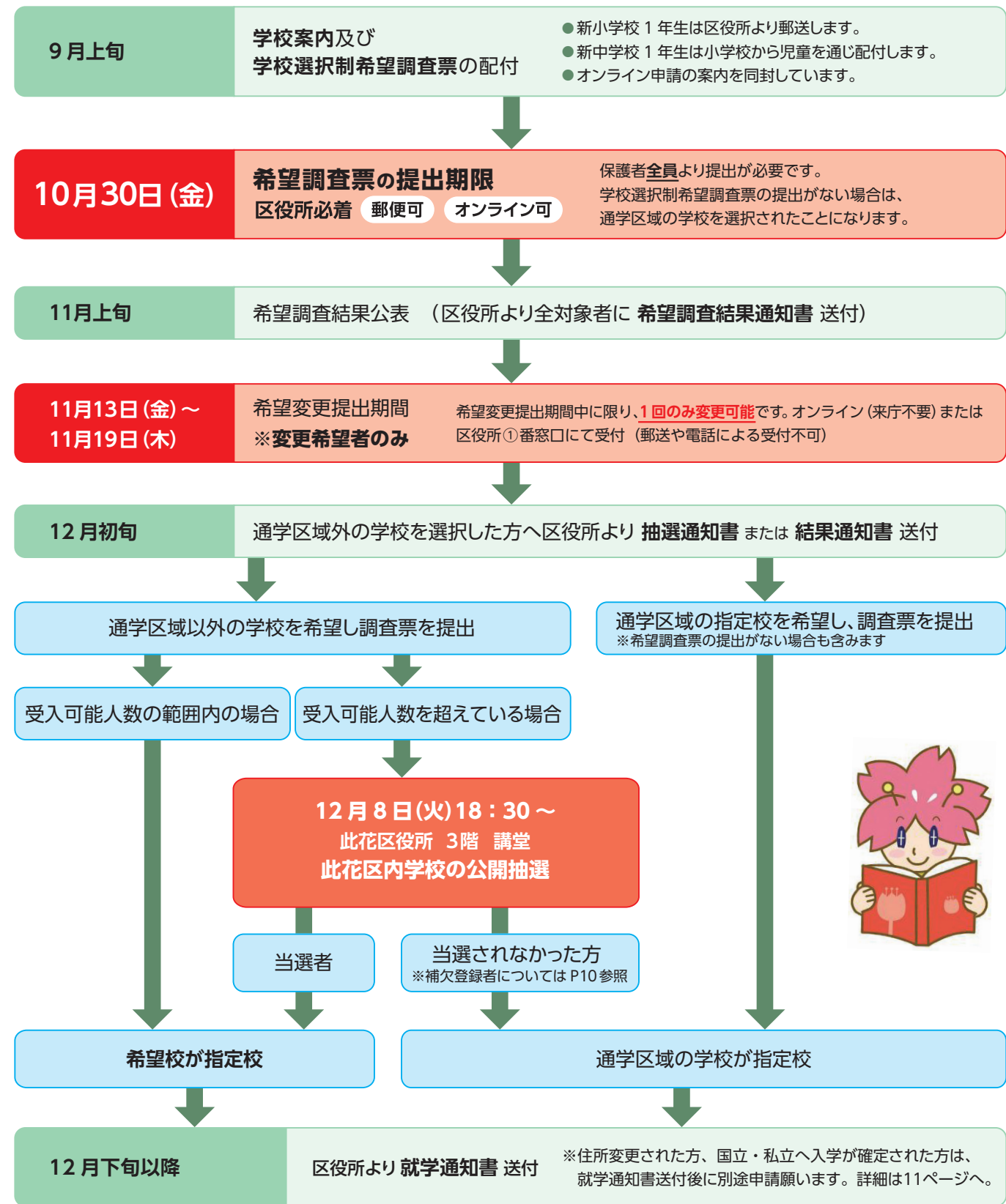
	優先事項	該当内容
1	通学区域の学校	通学区域校を希望する場合は必ず就学できます。
2	きょうだい関係	学校選択制により入学した兄や姉が在学する学校への就学を希望する場合は優先があります。 ※本人が入学時に兄や姉が卒業する場合は優先されません。
3	進学中学校	学校選択制で選んだ小学校の進学中学校が、通学区域の中学校とは異なる場合に、就学した小学校の進学中学校への就学を希望する場合は優先があります。

「きょうだい関係」「進学中学校」について、選択希望者が多く、各学校の受入れ可能人数を超える場合は、優先して『公開抽選』を行い入学者を決定します。ただし、優先事由は抽選の順番を優先するものであり、必ずしも就学できるものではありません。

注意事項

- 選択制で就学が決定した学校は、転居等以外の理由で変更することはできません（通学区域校に戻ることもできません）。
- 通学区域内での就学児童だけで教室が不足する学校については、選択制での就学児童を受入れできない場合があります。

学校選択制のスケジュール(概要)



2月5日(金) 小学校補欠繰り上げ期限

2月12日(金) 中学校補欠繰り上げ期限

※補欠登録や繰り上げ当選についての詳細は10ページをご覧ください。